



中 野 区
ユニバーサル
デ ザ イン
推 進 計 画
2019 ▶ 2023

令和元年（2019年）5月
中 野 区

この計画の特徴 ~ユニバーサルデザインに配慮した計画として~

読みやすい文字

文字の形がわかりやすく読み間違いにくい「メイリオ書体」を使用し、本文の文字の大きさは一部を除いて 12 ポイント以上としています。

わかりやすい内容

難しい用語の使用を控えて、図表や記号を多く使用しています。文中に※印がある用語は、同じページの **用語** に説明文を掲載しています。

概要版の作成

計画の内容を抜粋した概要版を作成しています。概要版には、漢字に「ふりがな」をふり、音声コード※を付けています。

多様な声の反映

計画の策定にあたって、中野区ユニバーサルデザイン推進審議会答申の内容を踏まえています。また、計画の素案を公表し、意見交換会を実施するとともに、計画案についてパブリック・コメント手続※を実施して策定します。

用語

〔音声コード〕

印刷物に掲載された文字情報を専用の読み取り装置またはスマートフォン専用アプリなどで読み取り、音声で内容を確認することができます。

〔パブリック・コメント手続〕

区の政策に関する基本的な計画、条例等の決定に当たり、事前にその計画等の案を公表し、案に対する区民の意見提出を求めることをいいます。

目次

この計画の特徴

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の基本的な考え方と背景	1
2 計画の目的	5
3 計画の位置付け	5
4 計画期間	6
5 計画の構成	6

第 2 章 ユニバーサルデザインの考え方

1 ユニバーサルデザインの定義	7
2 ユニバーサルデザインの 7 原則	10

第 3 章 目指すべき将来像

1 基本理念と目標（目指すべき将来像）	11
2 ユニバーサルデザインのまちづくり	13

第 4 章 将来像の実現に向けた施策の方向・主な取組

1 施策の体系	17
基本理念 ハード	23
施策の方向 1 利用しやすく安全で快適なみち・公園づくり	26
施策の方向 2 円滑に移動できる交通環境づくり	27
施策の方向 3 利用しやすく配慮された区有施設づくり	28

施策の方向 4	利用しやすく配慮された民間施設・住宅づくり.....	29
基本理念	ソフト.....	31
施策の方向 5	利用しやすくわかりやすい区のサービスづくり.....	34
施策の方向 6	地域で気軽に楽しく学べる場づくり	35
施策の方向 7	地域における利用しやすいサービス・商品づくり	36
施策の方向 8	わかりやすい情報を簡単に得られる環境づくり.....	37
基本理念	ハート.....	38
施策の方向 9	違いを超えて尊重しあう心を育む教育環境づくり.....	41
施策の方向 10	ユニバーサルデザイン推進の担い手づくり.....	42
施策の方向 11	ユニバーサルデザインの考え方を広げるしくみづくり ..	43
施策の方向 12	個性や多様性を大切にする意識づくり	44

第 5 章 計画推進の取組

1	施策の改善・向上（スパイラルアップ）	45
---	--------------------------	----

資料編

1	2018 中野区区民意識・実態調査.....	48
2	中野区ユニバーサルデザイン推進条例	51
3	中野区ユニバーサルデザイン推進審議会の調査審議	54
4	中野区ユニバーサルデザイン推進計画策定までの経過	55

第1章

計画の基本的な考え方

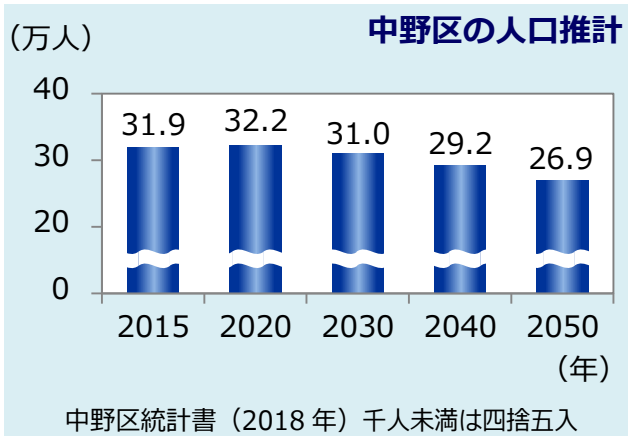
1 計画策定の基本的な考え方と背景

私たちは誰もが自らの存在と尊厳が守られ、自由に幸せを追い求めることができる権利を持っています。一方で、私たちを取り巻く環境は絶えず変化しており、人々の暮らしや価値観も多様化していきます。移り行く時代の中で、持続的にまちの活力を生み出していくためには、多様な生き方、個性や価値観を受け入れることのできる地域社会の実現が必要です。私たちは、ユニバーサルデザインの推進を通じて、多くの人の社会参加を促すとともに、まちの魅力の向上に取り組んでいきます。

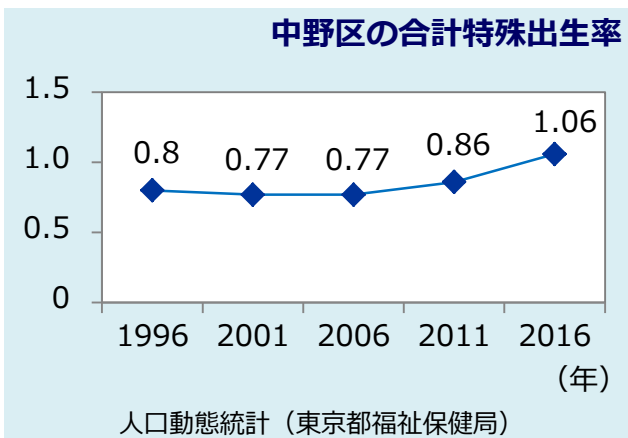
- 中野区では、全ての人が、それぞれの意欲や能力に応じて社会参加する「全員参加型社会」やまちの魅力向上による地域の活性化の実現に向けて、2018年3月に**中野区ユニバーサルデザイン推進条例**を制定しました。
- この条例の目的の達成を目指し、ユニバーサルデザインに係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、この計画を策定します。

人口減少と少子高齢化の進展

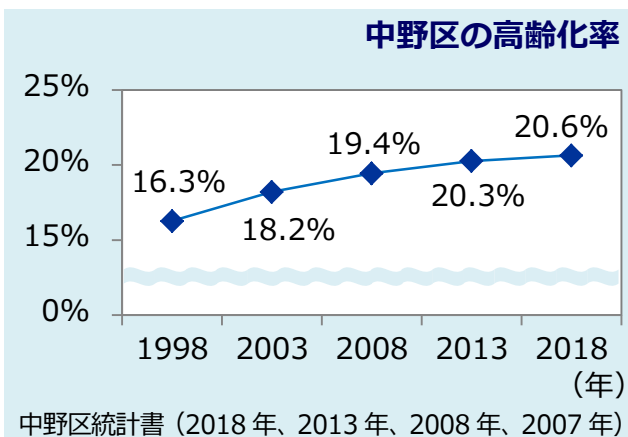
○中野区の人口は、2020年以降は減少傾向が進み、2050年には約26万9千人まで減少することが予想されています。



○2017年の合計特殊出生率[※]は1.04で、人口維持に必要な水準を大幅に下回っています。



○高齢化率 (65歳以上の人口の割合) は、2018年1月1日現在で20.6%です。今後、上昇傾向にあり、2025年には20.9%、2035年には24.4%と推計されています。



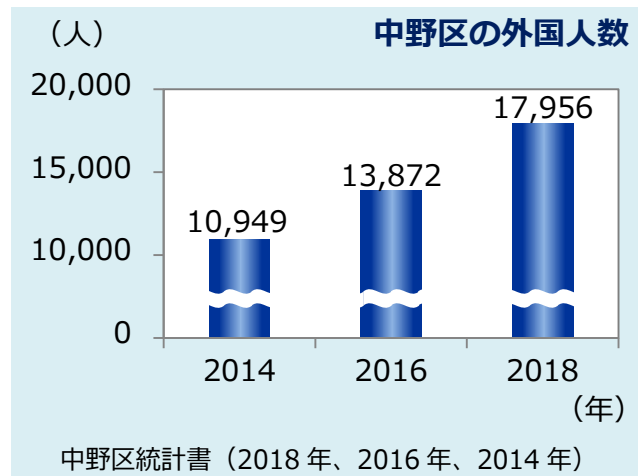
用語

〔合計特殊出生率〕

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生む平均子ども数に相当します。人口維持に必要な水準 (2016年時点) は2.07です。

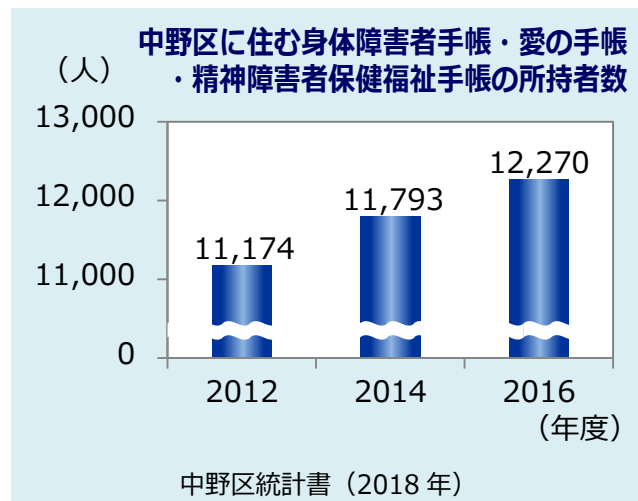
グローバル化の進展

- 中野区に住む外国人の数は、近年増加傾向が顕著になっています。
- 2020年には東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることから、さらに来街者が増え、グローバル化が進展することが見込まれます。



障害者※の社会参画の促進

- 中野区に住む身体障害者手帳、愛の手帳（東京都療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳の所持者数合計は増加傾向にあります。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）に基づく取組を進めています。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、パラリンピックを契機とした共生社会の実現をめざした取組が行われています。



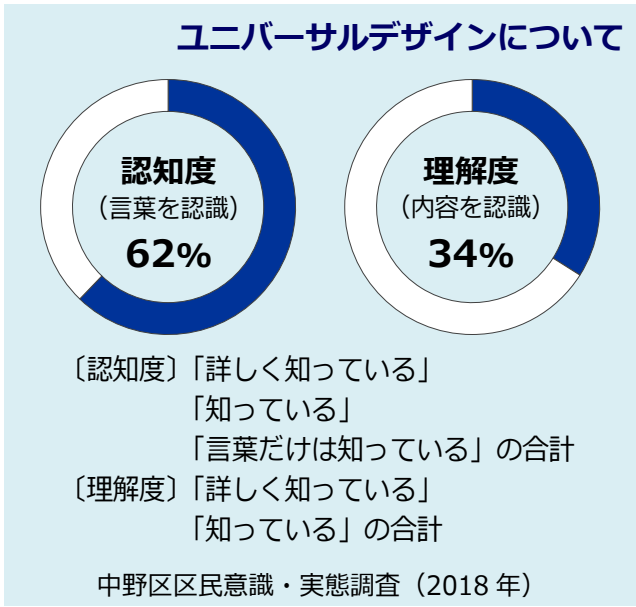
用語

「障害」の表記について

「障害」の表記については、「障害」のほか「障碍」や「障がい」等も使われていますが、「障害」が法律や制度等の名称に使われている現状を踏まえ、「障害」と表記します。

区民意識

- ユニバーサルデザインについての中野区民の認知度は62%、理解度は34%となっています。
- ユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を行い、中野区、区民及び事業者が協働して取組を推進することが必要です。



国・東京都の動向

- 国は、2006年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)、2016年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法[※])をそれぞれ施行しました。また、2004年に「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」、2017年に「ユニバーサルデザイン2020行動計画」をそれぞれ策定しています。
- 東京都は、1995年に「東京都福祉のまちづくり条例」、2004年には「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」(建築物バリアフリー条例)をそれぞれ施行しました。2009年の「東京都福祉のまちづくり条例」改正で、条例の理念をバリアフリーからユニバーサルデザインへ変更しています。

【障害者差別解消法の対象となる障害者の定義】

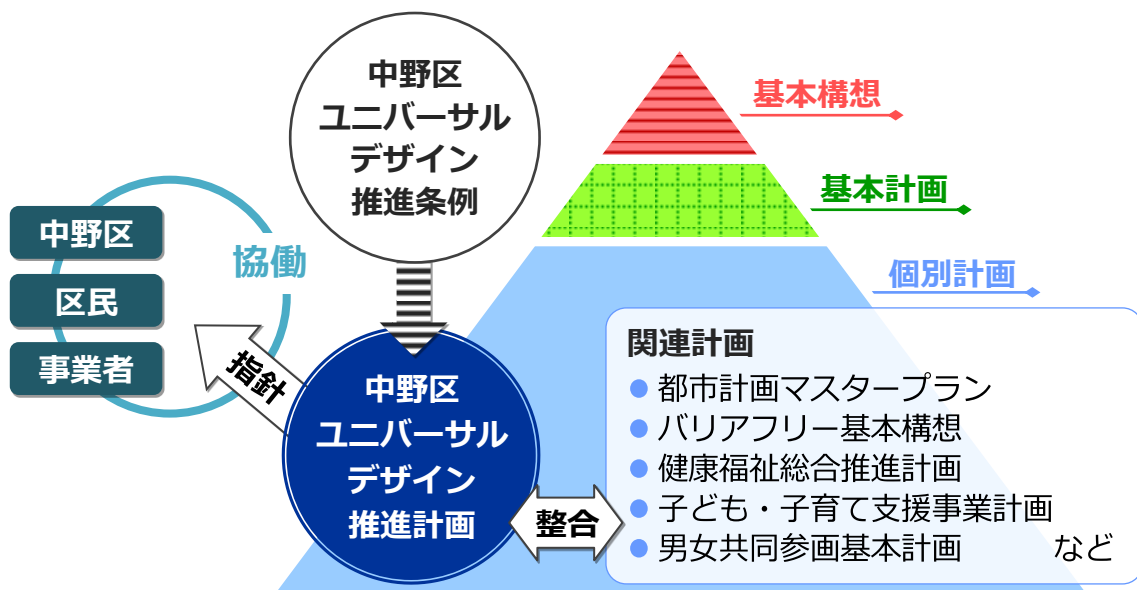
用語 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている全ての人を対象です（障害児も含まれます）。

2 計画の目的

- 中野区ユニバーサルデザイン推進条例は、全ての人が、自らの意思により、自立して活動し、自己実現できる環境を段階的・継続的に整備することを通じて、全員参加型社会と地域の活性化を実現することを目的として定めています。この計画は、条例の目的を達成するため、ユニバーサルデザインを推進するための目標（目指すべき将来像）、ユニバーサルデザインの推進に関する施策の方向及び主な取組を定めています。

3 計画の位置付け

- 中野区ユニバーサルデザイン推進条例に基づき、ユニバーサルデザインに関する取組を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。基本計画を上位とする個別計画であり、関連する個別計画と整合を図り、策定します。
- 各施策において区民及び事業者に期待する役割を示すことにより、区民、事業者及び中野区が協働してユニバーサルデザインに関する取組を推進しているための指針となるものです。



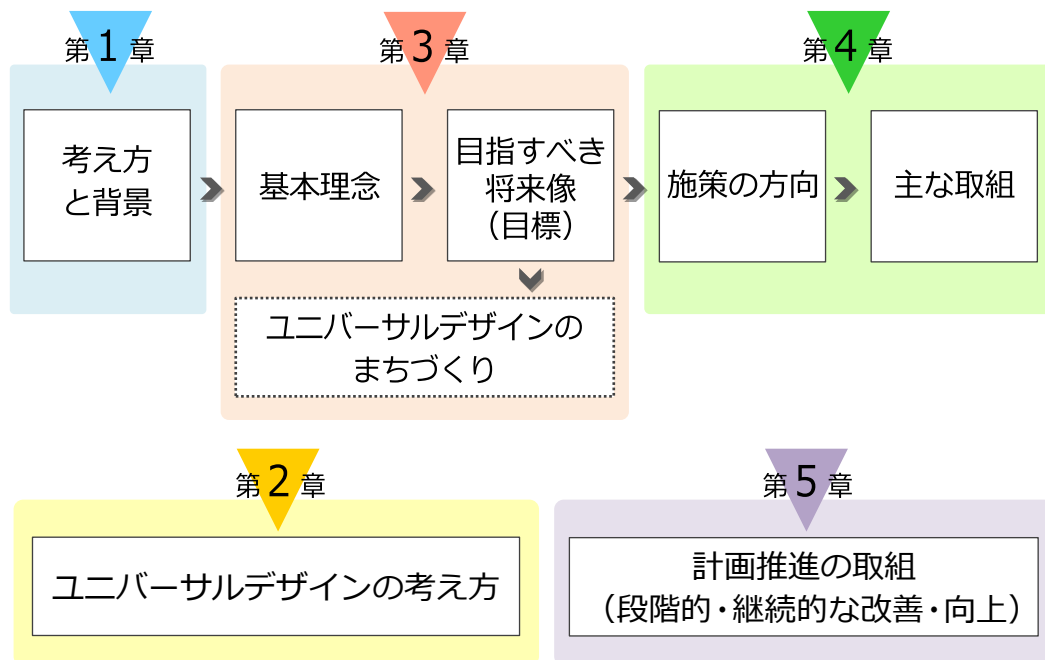
4 計画期間

○2019年度から2023年度までの5か年をこの計画の期間とします。なお、区を取り巻く状況等の変化を踏まえながら、必要に応じて改定を行います。

計画期間 ▶▶▶ 2019年度から2023年度まで

5 計画の構成

○この計画の構成は以下のとおりです。基本理念ごとに、目標（目指すべき将来像）とそれを実現するための施策の方向を示し、主な取組を明らかにしています。さらに、施策の改善・向上を段階的・継続的に進めるための取組を第5章で示しています。



第2章

ユニバーサルデザインの考え方

1 ユニバーサルデザインの定義

- ユニバーサルデザインは、「ユニバーサル」(Universal、全ての、普遍的な)と「デザイン」(Design、設計、計画)を組み合わせた言葉で、「全ての人のためのデザイン」を意味しています。それぞれの言葉の頭文字をとって、「**UD** (ユーディー)」とも言われます。
- ユニバーサルデザインは、建物だけでなく、教育、情報、サービスなどあらゆる分野に取り入れることができる考え方です。中野区では、ユニバーサルデザインを以下のとおり定義しています。

ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、個人の属性や考え方、行動の特性等にかかわらず、全ての人々が利用しやすいようあらかじめ考慮して都市及び生活環境を設計すること。

(中野区ユニバーサルデザイン推進条例第2条)

ユニバーサルデザインは全ての人を対象

○この計画におけるユニバーサルデザインの対象には、高齢者、障害者、子育て世代、外国人、性的少数者[※]、女性など、年齢、性別、国籍、障害の有無、性自認・性的指向[※]等を問わず、**全ての人**が含まれます。



〔性的少数者〕

性的マイノリティともいい、LGBT（レズビアン（Lesbian、女性同性愛者）、ゲイ（Gay、男性同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual、両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender、心と体の性の不一致）の頭文字をとった総称）などを指します。

用語

〔性自認・性的指向〕

性自認とは、性別に関する自己意識のことで、性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものです。

コラム バリアフリーからユニバーサルデザインへ

○バリア（障壁）には、段差等の**物理的なバリア**、就職や資格取得を制限する等の**制度的なバリア**、わかりやすい表示の欠如等による**文化・情報面のバリア**、**意識上のバリア**があるとされています。

○バリアフリーとユニバーサルデザインは、バリアがなく暮らしやすい社会を目指すという点では同じですが、ユニバーサルデザインは、はじめからバリアをつくらない考え方です。ユニバーサルデザインの考え方は、バリアフリーの考え方を含んでいることができます。

	ユニバーサルデザイン	バリアフリー
目標	暮らしやすい社会の実現	暮らしやすい社会の実現
考え方	はじめからバリア（障壁）をつくらない	あとからバリア（障壁）を取り除く
取組	全ての人の利便性向上を目指す 永続的な取組	バリア（障壁）を減らしていく取組

第3章

目指すべき将来像

1 基本理念と目標（目指すべき将来像）

○中野区ユニバーサルデザイン推進条例では、ユニバーサルデザインを推進する目的を「全員参加型社会と地域の活性化の実現」と定めています。ユニバーサルデザインを効果的に進めるためには、ハード、ソフト、ハートという3つの面での取組を進めていくことが重要です。このため、次の3つを基本理念としています。

ハード：支障なく円滑に利用できる都市基盤・施設の整備の推進

ソフト：平等かつ円滑に利用できる商品・サービスの提供の推進

ハート：一人一人の個性や多様性が理解され、かつ、尊重され、様々な人が支え合うための理解の促進

○この計画では、ユニバーサルデザインに関する取組の目的を明確にするため、基本理念ごとに目標（目指すべき将来像）を定めます。この目標（目指すべき将来像）の実現に向け、総合的にユニバーサルデザインのまちづくりを進めていきます。

基本理念と目標（目指すべき将来像）

基本理念
ハード

支障なく円滑に利用できる都市基盤・施設の整備の推進



目標（目指すべき将来像）

- 安全で快適な歩行空間が整備されている
- 誰でも利用しやすい公共交通が整備されている
- 誰でもわかりやすい標識・サインが整備されている
- 誰でも利用しやすい施設が整備されている

基本理念
ソフト

平等かつ円滑に利用できる商品・サービスの提供の推進



目標（目指すべき将来像）

- 誰でも利用しやすいサービスが提供されている
- 誰でも使いやすい商品が普及している
- 誰でもわかりやすい情報が的確に提供されている

基本理念
ハート

一人一人の個性や多様性が理解され、かつ、尊重され、様々な人が支え合うための理解の促進

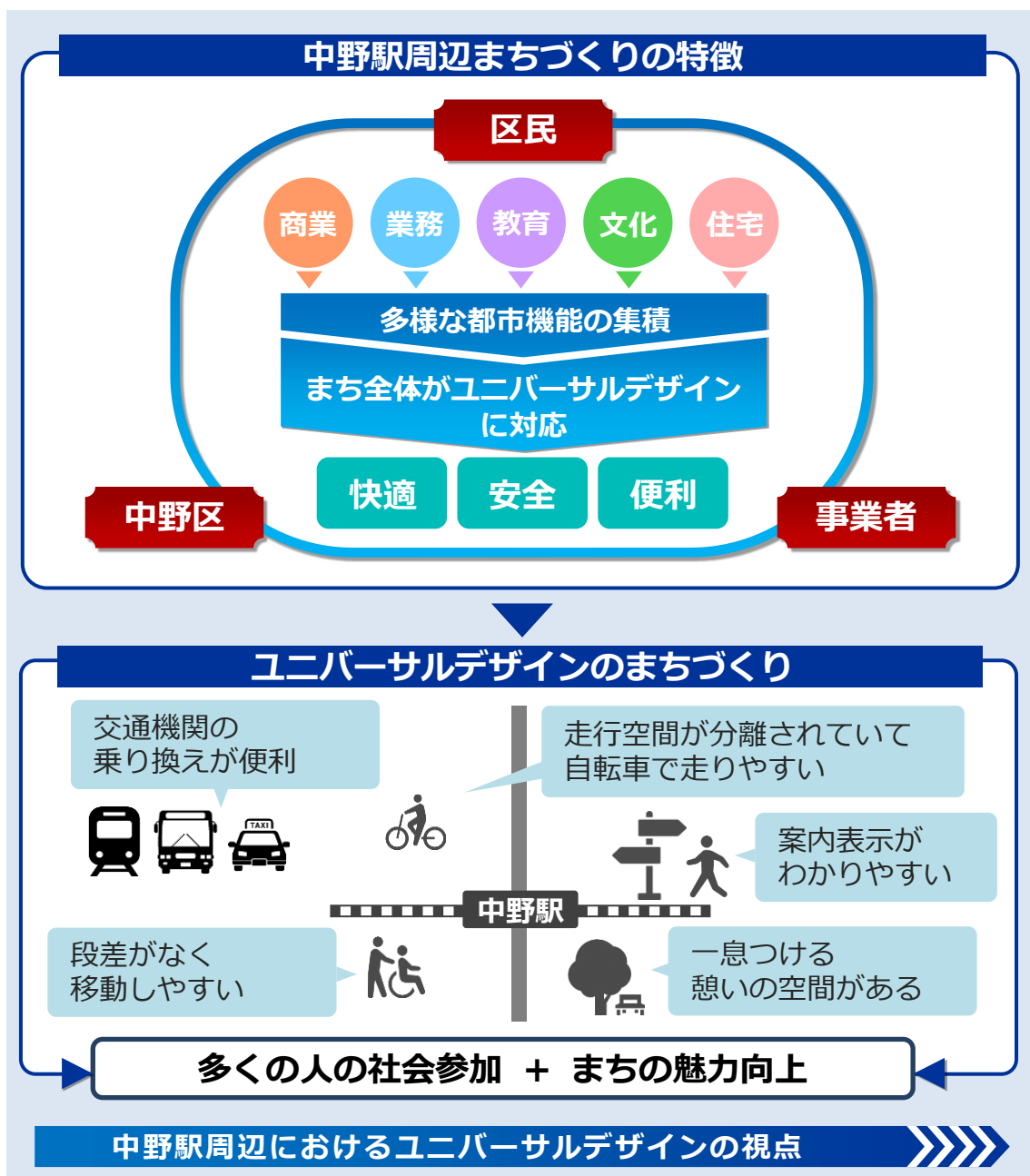


目標（目指すべき将来像）

- ユニバーサルデザインの考え方が理解されている
- 様々な個性や多様性が尊重されている

2 ユニバーサルデザインのまちづくり

○全員参加型社会と地域の活性化の実現に向けて、ユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりの推進が重要であり、中野区、区民、事業者が協働してユニバーサルデザインのまちづくりを進めています。ここでは、中野駅周辺まちづくりにおけるユニバーサルデザインの視点を紹介し、まちの将来の姿を展望します。



中野駅周辺のユニバーサルデザイン

駅前広場の機能強化

歩行者、自転車、自動車の動線の交錯を解消するとともに、バスやタクシー乗り場を適切に配置し公共交通機関のスムーズな乗り換えを実現することで、交通結節点[※]としての利便性を高めます。



▲中野駅西口広場〔★〕



▲中野駅南口駅前広場〔★〕

回遊性の向上

南北通路及び歩行者デッキなどの立体的な動線の整備、駅周辺の高低差に対応するエレベーターの設置など、安全で快適な歩行空間を整備することにより、駅周辺の回遊性を高めます。



▲中野駅南口駅前広場〔★〕



▲中野駅西側の南北通路〔★〕

〔★〕現時点における整備イメージであり、今後の検討により、変更となる可能性があります。

用語 **〔交通結節点〕** 交通手段を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設などのことで、鉄道駅、バスターミナル、駅前広場やバス交通広場等を指します。

中野駅周辺のユニバーサルデザイン

憩いの空間の創出



ベンチなどのストリートファニチャー※、歩行者が滞留できる空間を効果的に配置し、誰でも快適に利用でき一息つける憩いの空間を整備します。



▲中野駅北口駅前広場〔整備済〕

快適なみち



電線の地中化（無電柱化）、自転車走行空間の整備、狭あい道路の拡幅など、歩行者、自転車、自動車の全てに快適な道路の整備を推進します。



▲けやき通り自転車走行空間〔整備済〕

工事中も安全に



工事期間中も、点字ブロックの切り回しや段差のない安全な動線を確認し、ユニバーサルデザインに配慮しながら整備を進めます。



用語

〔ストリートファニチャー〕

街路備品。ベンチ、街路灯、案内表示など、屋外に設置される備品の総称です。

中野駅周辺のユニバーサルデザイン

わかりやすい案内表示・情報発信



ピクトグラムを活用するなど、誰でもわかりやすい標識・サインを整備します。また、平常時・災害時に関わらず Nakano Free Wi-Fi[※]を活用し、いつでも必要な情報を入手できる手段を確保します。



▲中野四季の森公園のトイレ〔整備済〕

民間誘導



開発事業者等に、高低差を解消するためのエレベーター設置を要請するなど、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を働きかけます。



▲中野二丁目地区の整備イメージ図〔★〕

〔★〕現時点における整備イメージであり、今後の検討により、変更となる可能性があります。

中野駅周辺まちづくりについて詳しくは **中野区ホームページをご覧ください**
<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp>



〔Nakano Free Wi-Fi〕

中野区内で官民連携により整備している公衆無線 LAN サービスです。駅前広場や区役所、民間店舗などで利用することができます。



第4章

将来像の実現に向けた 施策の方向・主な取組

1 施策の体系

- 中野区ユニバーサルデザイン推進条例に定める基本理念と目標（目指すべき将来像）の実現に向けて、**施策の方向**と**主な取組**を示しています。施策の方向は、目標（目指すべき将来像）を実現するための施策の方向性を示したもので、主な取組は、施策の方向を実現するために特に関連がある取組を示したものです。
- ユニバーサルデザインの推進にあたっては、中野区、区民及び事業者のそれぞれが取組を行い、互いに協働していくことが重要です。施策の方向においては、中野区ユニバーサルデザイン推進条例に定めている各主体（中野区、区民及び事業者）の責務を踏まえて、区民及び事業者に期待する役割を示します。

各主体の責務（中野区ユニバーサルデザイン推進条例）

区の責務（条例第4条）

1. 区は、この条例の目的を達成するため、ユニバーサルデザインを推進するための目標（将来像）を示すとともに、ユニバーサルデザインの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
2. 区は、区民及び事業者に対し、ユニバーサルデザインについて普及啓発を図るものとする。
3. 区は、区民及び事業者と協働して、ユニバーサルデザインを推進できるよう相互調整及び連携促進を図るものとする。

区民の責務（条例第5条）

1. 区民は、ユニバーサルデザインについて理解を深めるよう努めなければならない。
2. 区民は、様々なユニバーサルデザインの実現について、主体的に参加し、ユニバーサルデザインの推進に努めなければならない。
3. 区民は、ユニバーサルデザインの推進に当たり、区及び事業者と協働するよう努めなければならない。

事業者の責務（条例第6条）

1. 事業者は、施設、商品及びサービスの提供その他自らの事業を通じて、ユニバーサルデザインの推進に努めなければならない。
2. 事業者は、ユニバーサルデザインの推進に当たり、区及び区民と協働するよう努めなければならない。

3. 事業者は、当該事業者の従業員がユニバーサルデザインについての理解を深めることができるよう努めなければならない。
4. 事業者は、次条第1項に規定する推進計画の実施に関して、区に協力するよう努めなければならない。

第1章

計画の基本的な
考え方

第2章

ユニバーサル
デザインの考え方

第3章

目指すべき将来像

第4章

将来像の実現に
向けた施策の方向
・主な取組

第5章

計画推進の取組

資料編

施策の体系図



推進条例	中野区ユニバーサルデザイン推進条例
推進計画	中野区ユニバーサルデザイン推進計画

推進計画	
施策の方向（12項目）	主な取組（31項目）
1	1-1 安全で快適に通行できる道路・歩行空間の整備
	1-2 安全で快適に利用できる公園の整備
2	2-1 わかりやすい案内表示の充実
	2-2 区内を円滑に移動できる交通サービスの検討
	2-3 交通事業者と連携したまちづくり
	2-4 利用しやすい駐車場・自転車駐車場の整備
3	3-1 区有施設の整備・改修の基本的な考え方の策定
	3-2 利用しやすい区有施設の整備・改修
4	4-1 利用しやすい民間施設の誘導・整備の支援
	4-2 快適に暮らせる住宅の誘導・整備の支援
5	5-1 全ての人々が円滑に利用できるサービス・事業の充実
	5-2 災害時の迅速な情報提供と要支援者への配慮
	5-3 ユニバーサルデザインに配慮した計画の策定
6	6-1 スポーツ・健康づくりを楽しめる環境の拡充
	6-2 全ての人々が学べる環境の拡充
7	7-1 便利で魅力ある商店街の整備
	7-2 ユニバーサルデザインに資する事業創出の支援
	7-3 地域のサービス提供のユニバーサルデザイン化への支援
8	8-1 ICTを活用した区政情報等の発信
	8-2 地域のユニバーサルデザイン情報の発信
	8-3 ユニバーサルデザインに配慮した広報物等の作成
9	9-1 学校等におけるユニバーサルデザインの推進
	9-2 指導方法の充実によるわかりやすい授業の実施
10	10-1 区職員の理解促進
	10-2 ユニバーサルデザイン推進を担う地域人材の養成
11	11-1 区民・事業者に対する普及啓発
	11-2 区民団体等による普及啓発の取組の支援
12	12-1 人権擁護・男女共同参画推進のための普及啓発
	12-2 国際理解・国際化推進のための普及啓発
	12-3 障害者差別解消のための普及啓発
	12-4 性的少数者に対する理解促進のための取組

第1章

計画の基本的な考え方

第2章

ユニバーサルデザインの考え方

第3章

目指すべき将来像

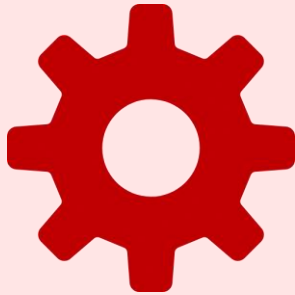
第4章

将来像の実現に向けた施策の方向
・主な取組

第5章

計画推進の取組

資料編



基本理念 ハード

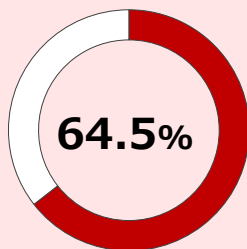
支障なく円滑に利用できる都市基盤・施設の整備の推進

目標（目指すべき将来像）

- 安全で快適な歩行空間が整備されている
- 誰でも利用しやすい公共交通が整備されている
- 誰でもわかりやすい標識・サインが整備されている
- 誰でも利用しやすい施設が整備されている

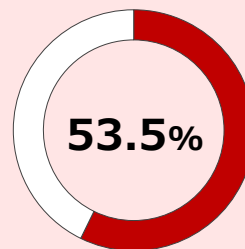
現状と課題

歩道に障害物（看板・自転車等）があることに不便を感じている区民の割合



中野区区民意識・実態調査（2018年）

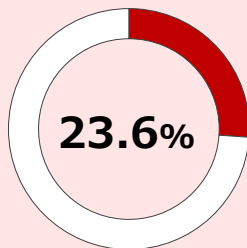
区内の公園や広場の満足度



利用者満足度 = 「非常に満足している」「まあ満足している」の合計

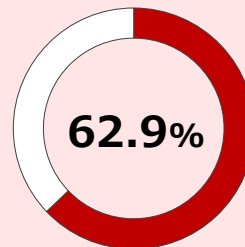
中野区区民意識・実態調査（2018年）

施設を利用したとき必要な設備やサービスがないと感じている区民の割合



中野区区民意識・実態調査（2018年）

交通の便に対する区民の満足度



満足度 = 「よい」の回答割合

中野区区民意識・実態調査（2018年）

- 歩道に障害物があることに不便を感じている区民は6割を超えています。区内には狭い道路や狭い歩道が多いため、路上に置かれた看板や自転車等によって安全・快適な歩行が妨げられる状況があります。
- 「公園や広場に不満」と答えた区民は44%で、その理由の上位4項目は「狭い」「数が少ない」「きれいでない」「ボール遊びができない」です。
- 交通の便に対する満足度は「どちらかといえばよい」を含めると94%ですが、区内には、一部交通に不便な地区もあり、高齢化がさらに進むことを見据えた移動手段の検討も必要です。
- こうした状況を踏まえ、目指すべき将来像を実現するには、高齢者や障害者、子どもや乳幼児親子をはじめ全ての人が安全で快適に利用できるよう考慮して歩行空間、公園や施設等の整備・改修を進めることが必要です。

施策の方向

- 1 利用しやすく安全で快適なみち・公園づくり
- 2 円滑に移動できる交通環境づくり
- 3 利用しやすく配慮された区有施設づくり
- 4 利用しやすく配慮された民間施設・住宅づくり

成果指標

指標の名称 [出典]	現状値	目標値
バリアフリー基本構想で設定した歩道の整備率 [出典]バリアフリー基本構想進捗状況調べ	48.2% (2017年度)	69.7% (2023年度)
バリアフリー基本構想で設定した特定事業※の整備率 [出典]バリアフリー基本構想進捗状況調べ	39.0% (2017年度)	70.0% (2023年度)
区有施設等の合同点検実施件数(2018年度からの累計値)	— (2017年度)	12件 (2023年度)

※バリアフリー基本構想で設定した特定事業：重点整備地区におけるバリアフリー化を実現するため、生活関連施設や生活関連経路等を対象に各事業者が取組む事業。

区民の役割

道路・公園・施設などの利用に当たって、マナー向上やルールづくりへの協力に努めます。交通弱者（高齢者や障害者、乳幼児連れの親子など）への声掛けやちょっとした手助けなど、円滑な移動への支援や協力に努めます。

事業者の役割

商品や看板などが、円滑な移動の妨げとならないようにします。施設や住宅の設計に当たっては、全ての人を使いやすいように配慮するよう努めます。

基本理念 — ハード

施策
の方向

1

利用しやすく安全で快適な
みち・公園づくり

主な取組

1-1	安全で快適に通行できる道路・歩行空間の整備
	【担当】総務部、都市基盤部、まちづくり推進部

- 中野駅周辺まちづくり、西武新宿線沿線まちづくり、防災まちづくりなど、各事業の進捗にあわせた道路の整備を進めます。
- 既存の道路について、歩道の整備・改善や傷んだ道路の維持補修工事とあわせて、順次、道路の段差解消や坂道への手すり設置などバリアフリー工を進めます。
- 違反屋外広告物や商店の商品のはみだし等、不法占用に対して、商店街や地域、警察署などの関係機関と連携し、指導・取締を推進します。
- 自転車利用のルールの周知やマナー向上の啓発とともに、各駅周辺を中心に、放置自転車の指導・警告、撤去活動を実施します。
- 中野区無電柱化推進計画を策定し、計画的に無電柱化を進めます。

1-2	安全で快適に利用できる公園の整備
	【担当】都市基盤部

- 園路改修、だれでもトイレへの改修、遊具の更新など、既存公園の再整備を計画的に進め、公園の利便性・快適性と魅力を高めます。また、公園が安全で快適に利用できるようルールづくりを進めます。

主な取組

2-1

わかりやすい案内表示の充実

【担当】企画部

- 区民の日常的な移動や活動、国内外からの来街者の利便性の向上を図るため、多言語化、ピクトグラムの活用等について、基本的な考え方などを定めた公共サインガイドラインを策定し、順次、公共サインの整備を進めます。

2-2

区内を円滑に移動できる交通サービスの検討

【担当】都市基盤部

- 交通弱者等が区内を円滑に移動できる環境整備の方向性を検討するために実施した基礎調査の結果をもとに、区内の交通サービスのあり方を検討します。

2-3

交通事業者と連携したまちづくり

【担当】都市基盤部、まちづくり推進部

- 交通事業者や東京都などと調整・連携等しながら、ユニバーサルデザインに配慮した、駅周辺の交通広場の整備などを進めます。
- 工事中も全ての人が安全・快適に利用できるよう配慮して工事を進めます。

2-4

利用しやすい駐車場・自転車駐車場の整備

【担当】都市基盤部、まちづくり推進部

- 全ての人が利用しやすいよう配慮した自転車駐車場の整備を進めます。
- 「障害者等駐車区画の適正利用に向けたガイドライン」（東京都）に基づく駐車場の整備を促進します。

基本理念 — ハード

施策
の方向

3

**利用しやすく配慮された
区有施設づくり**

主な取組

3-1 **区有施設の整備・改修の基本的な考え方の策定**
【担当】 企画部、総務部、健康福祉部、子ども教育部、教育委員会事務局

- 区有施設は、「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」（東京都）に基づき整備を進めてきましたが、トイレなど、建物の用途や利用者の状況等により特に配慮が必要な設備等については、区としての基本的な考え方などを別途定め、整備や改修を進めます。
- 整備・改修した施設の事後検証を実施します。

3-2 **利用しやすい区有施設の整備・改修**
【担当】 総務部、子ども教育部、教育委員会事務局、各部

- 区有施設や小中学校の整備・改修は、「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」（東京都）を踏まえ、区が定める区有施設の整備・改修の基本的な考え方に沿って整備を進めます。
- 施設整備・改修に伴って、備品などユニバーサルデザインの視点で配慮された商品の活用を進めます。

4-1

利用しやすい民間施設の誘導・整備の支援

【担当】区民部、健康福祉部、まちづくり推進部、都市基盤部

- 中野区バリアフリー基本構想の「重点整備地区における施設別のバリアフリー化の方針」に基づき障害者や高齢者をはじめ全ての人が使いやすいよう配慮された施設の誘導を進めます。
- 中野区福祉のまちづくりのための環境整備要綱に基づき、小規模施設の整備・改善を誘導します。
- だれでもトイレ設置、障害者・高齢者用サイン表示、授乳・おむつ替え等スペースの設置などの事業について、商店街に周知・情報提供を行い、事業を誘導します。
- 公衆浴場の改修（バリアフリー化等）に必要な経費の一部を補助します。

4-2

快適に暮らせる住宅の誘導・整備の支援

【担当】都市基盤部

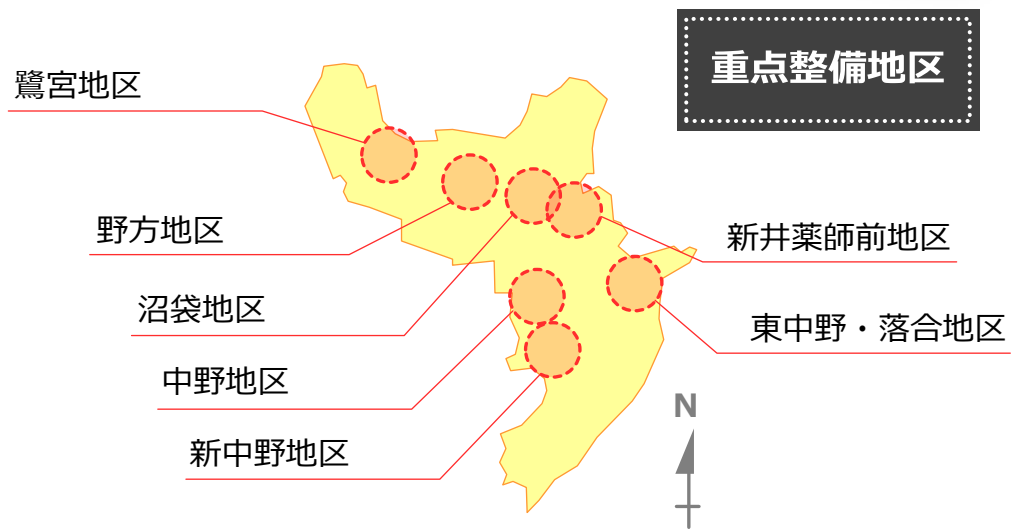
- 高齢者等が安心して暮らしていけるよう、サービス付高齢者向け住宅を整備・誘導するとともに、東京シニア円滑入居賃貸住宅の登録促進を図っていきます。
- 高齢者等の住宅確保と木造賃貸住宅のバリアフリー化促進のための大家さん向けのセミナーを実施します。
- 空家等対策基本計画を策定し、計画に基づく空家等関連事業や（仮称）住まい対策推進協議会による住まいの総合相談事業を実施します。

コラム 中野区バリアフリー基本構想

○バリアフリー基本構想とは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき区市町村が策定するバリアフリー化の推進に関する基本的な構想です。鉄道駅の周辺など不特定多数の人が利用する公共施設等が集まる地区を**重点整備地区**に設定し、その地区の駅や道路、公園、公共施設などをバリアフリー化するために、「重点整備地区における施設別のバリアフリー化の方針」や必要な事業を定めて、一体的なバリアフリー整備を図るものです。

○現行の中野区バリアフリー基本構想は、2025年度（令和7年度）を目標年次とし、7地区を重点整備地区に設定しています。

詳しくは中野区ホームページをご覧ください
<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp>





基本理念 ソフト

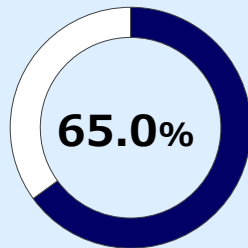
平等かつ円滑に利用できる商品・サービスの提供の推進

目標（目指すべき将来像）

- 誰でも利用しやすいサービスが提供されている
- 誰でも使いやすい商品が普及している
- 誰でもわかりやすい情報が的確に提供されている

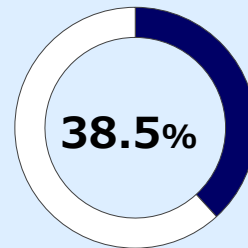
現状と課題

区から必要なサービスが受けられていると満足している区民の割合



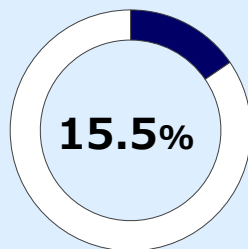
中野区区民意識・実態調査（2018年）

申請書などの手続関係の書類がわかりにくく不便を感じている区民の割合



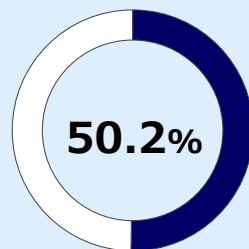
中野区区民意識・実態調査（2018年）

食事や買い物などを安心してできる店が少ないと感じている区民の割合



中野区区民意識・実態調査（2018年）

必要な区の情報が知りたいときに得られている区民の割合



中野区区民意識・実態調査（2018年）

「得られている」
= 「十分得られている」と「ある程度得られている」
の合計

- 区から必要なサービスが受けられていると満足している区民の割合は、65%という状況です。
- 申請書などの手続関係の書類について、「わかりにくい」と感じている区民の割合は4割程度です。また、必要な区の情報を知りたいときに得られている区民の割合は、年代が若いほど低い傾向にあり、20代では3割程度に留まっています。
- 食事や買い物などを安心してできる店が少ないと感じている区民の割合は16%ですが、30代、60代、70代以上では2割程度であり、高齢化がさらに進むことを見据えた対応が必要と考えられます。
- こうした状況を踏まえ、目指すべき将来像を実現するには、全ての区民が必要なサービス・情報・商品を不便なく利用できるよう、区のサービス提供や情報発信などの点検や見直し・改善、地域や事業者への支援などの取組が求められます。

施策の方向

- 5 利用しやすくわかりやすい区のサービスづくり
- 6 地域で気軽に楽しく学べる場づくり
- 7 地域における利用しやすいサービス・商品づくり
- 8 わかりやすい情報を簡単に得られる環境づくり

成果指標

指標の名称 [出典]	現状値	目標値
行政手続における電子申請の利用割合 [出典]企画部調べ	60.2% (2017年度)	68.0% (2023年度)
週1回以上活動を行っている通いの場の数 [出典]介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況に関する調査	119か所 (2017年度)	150か所 (2023年度)
商店街・地域の多言語化・ユニバーサルデザイン化支援数 (2018年度からの累計値) [出典]商店街チャレンジ戦略支援事業実績報告	2事業 (2017年度)	17事業 (2023年度)

指標の名称 [出典]	現状値	目標値
ユニバーサルデザイン関連創業等支援セミナー参加者数 (2019年度からの累計値) [出典]産業振興センター指定事業結果報告	— (2017年度)	480人 (2023年度)
情報発信のユニバーサルデザインガイドラインに基づく 見直し・改善数 (2019年度からの累計値)	— (2017年度)	200件 (2023年度)

区民の役割

区のサービスの見直し・改善に向けて、ユニバーサルデザインの視点で意見を述べるよう努めます。広報物等を作成する場合は、区の情報発信のガイドラインなどを参考にして、全ての人にとってわかりやすいものを作成するよう努めます。

事業者の役割

全ての人々が利用しやすいサービスの提供やサービスの創出に努めるとともに、事業活動や従業員教育を通じて障害者理解や多様性理解が進むよう努めます。また、全ての人にとって見やすくわかりやすい情報発信に努めます。

基本理念 — ソフト

施策 **5** **利用しやすくわかりやすい
区のサービスづくり**
の方向

主な取組

5-1 **全ての人が円滑に利用できるサービス・事業の充実**
【担当】企画部、総務部、各部

- 区が提供する各種サービス・事業について、手話通訳やタブレット端末による多言語通訳・翻訳の活用を進めるほか、案内方法、申込み手続やサービスの提供方法・窓口の環境等の点検・見直し・改善を進めます。
- 申請書類等の様式や記入要領・記入例などが全ての人にとって見やすくわかりやすいものとなるよう点検・見直し・改善を進めます。
- いつでもどこでも必要な行政サービスの手続ができるよう電子申請手続の拡大やスマートフォン対応などを進めます。
- 区の窓口や施設等で区民が利用する机・椅子等の備品、文房具等について、ユニバーサルデザインの視点で配慮された商品の活用を進めます。

5-2 **災害時の迅速な情報提供と要支援者への配慮**
【担当】総務部、地域支えあい推進部

- 迅速かつ確実に情報が伝わるよう、多様な手法・手段による災害情報の発信を進めます。避難所単位で避難行動要支援者名簿を作成するとともに、災害時個別避難支援計画書の作成・更新を進め、避難支援や避難所運営において、要支援者の状況に応じた必要な支援や対応を進めます。

5-3 **ユニバーサルデザインに配慮した計画の策定**
【担当】企画部、総務部、各部

- 区が策定する各種計画や方針にユニバーサルデザインの視点を盛り込むとともに、計画等の内容をわかりやすく伝えるための概要版の作成や音声コードの導入を進めます。

主な取組

6-1

スポーツ・健康づくりを楽しめる環境の拡充

【担当】地域支えあい推進部、健康福祉部

- 高齢者や障害者をはじめ全ての人が仲間とともに交流しながらスポーツ・健康づくりを楽しめる環境づくりを進めます。
- 高齢者を対象とした「元気アップシリーズ」（体操・運動・測定）の普及・拡充などに取組むとともに、地域における住民主体の高齢者のための通いの場づくりの支援を進めます。

6-2

全ての人学べる環境の拡充

【担当】区民部、地域支えあい推進部、教育委員会事務局

- 歴史民俗資料館は、常設展示等を更新し多言語化などを進めるとともに、トイレを改修し、誰でも楽しく学べる場としての環境を整備します。
- 地域開放型学校図書館の整備を進めるほか、なかのZERO、図書館、区民活動センター、高齢者会館などにおいて、仲間とともに学び、交流する機会を提供します。また、施設内表示のユニバーサルデザイン化などを進めます。

基本理念 — ソフト

施策
の方向

7

地域における利用しやすい
サービス・商品づくり

主な取組

7-1	便利で魅力ある商店街の整備	【担当】区民部

○多言語に対応したホームページやマップの作成、ハラール^{*}対応など、商店街・地域連携による国際化対応事業を支援するほか、商店街へのだれでもトイレ設置、障害者・高齢者用のサイン表示や案内表示の設置・改修、授乳・おむつ替え等スペース設置などの事業を誘導します。

7-2	ユニバーサルデザインに資する事業創出の支援	【担当】区民部

○区内で起業を目指す方や新たな事業展開を考えている事業者に対するセミナーや相談など創業支援の取組の一環として、全ての人々が利用しやすいサービス・商品を生み出す事業が創出されるよう支援します。

7-3	地域のサービス提供のユニバーサルデザイン化への支援	【担当】企画部、地域支えあい推進部

○地域での見守り支えあいや居場所づくりなど様々な取組にユニバーサルデザインの視点が取り入れられ、全ての人々が地域で支えあいながら安心して暮らせるよう支援します。

用語

〔ハラール〕
 イスラム法において「許可された」「合法的」という意味で、「食」においてはイスラムの教義に則って食べることが許可されたものを指します。

主な取組

8-1

ICTを活用した区政情報等の発信

【担当】企画部、区民部

- Nakano Free Wi-Fi サービス等を活用し、多様な方法で効果的な情報発信を進めます。
- 区が保有している行政データを二次利用可能なオープンデータとして公開し、簡単にデータ検索や入手が行える環境の整備を進めます。
- インターネットを活用し、過去から現在までの一定の区政情報を閲覧できる区政情報の閲覧室を構築し、運営を行います。

8-2

地域のユニバーサルデザイン情報の発信

【担当】企画部、健康福祉部、地域支えあい推進部、子ども教育部

- 障害等の有無にかかわらず全ての人の外出を支援し、社会参加を進めるため、区のホームページで情報提供する「バリアフリーマップ」や「赤ちゃんほっとスペース」などで、区内のだれでもトイレ、スロープ、エレベーター、点字や音声案内、おむつ替え等スペースなどの情報をわかりやすく提供します。

8-3

ユニバーサルデザインに配慮した広報物等の作成

【担当】企画部、総務部、各部

- 全ての人にとって読みやすく、わかりやすい情報を発信するため、文字の大きさや配色など基本的事項を定めた情報発信のユニバーサルデザインガイドラインを策定し、ガイドラインに基づく広報物等の作成及び既存広報物等の点検、見直し・改善を進めます。
- 全ての人にわかりやすい「やさしい日本語」による広報を進めます。



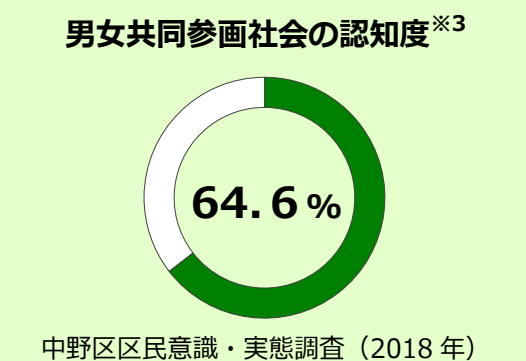
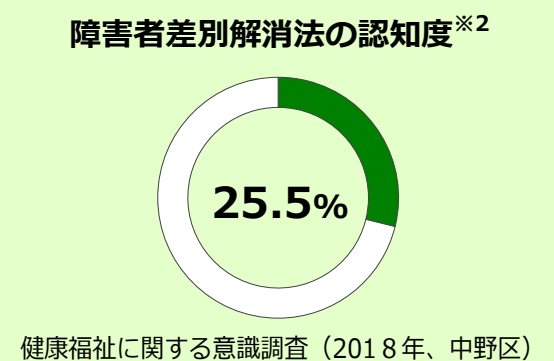
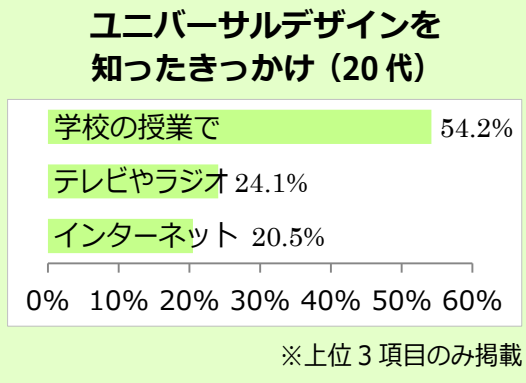
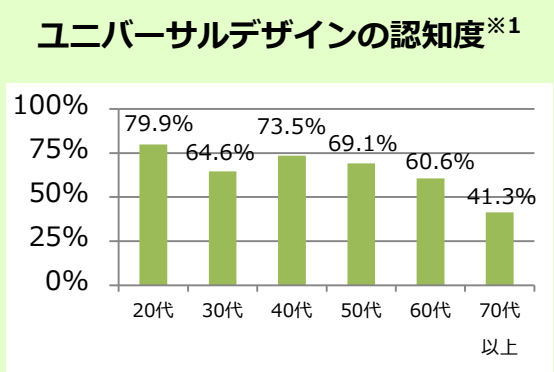
基本理念 ハート

一人一人の個性や多様性が理解され、かつ、尊重され、様々な人が支え合うための理解の促進

目標（目指すべき将来像）

- ユニバーサルデザインの考え方が理解されている
- 様々な個性や多様性が尊重されている

現状と課題



※1 認知度：「詳しく知っている」「知っている」「言葉だけは知っている」の合計
 ※2 認知度：「名前は知っている」「内容も知っている」の合計
 ※3 認知度：「内容を知っている」「聞いたことはあるが内容は知らない」の合計

- 2016年の障害者差別解消法の施行以降、様々な取組を進めてきましたが、障害者差別解消法の認知度は26%に留まっています。
- 男女共同参画社会の認知度は65%ですが、「内容も知っている」区民は30%に留まります。
- ユニバーサルデザインの認知度は62%ですが、年代による差もあり、「まったく知らない」区民も36%という状況です。
- こうした状況を踏まえ、目指すべき将来像を実現するには、学校や地域において、個性や多様性を尊重する取組とともに、ユニバーサルデザインへの理解を広げていくための継続的な取組が必要です。

施策の方向

9 違いを超えて尊重しあう心を育む教育環境づくり

10 ユニバーサルデザイン推進の担い手づくり

11 ユニバーサルデザインの考え方を広げるしくみづくり

12 個性や多様性を大切にする意識づくり

成果指標

指標の名称 [出典]	現状値	目標値
学校は思いやりや優しい心を育てていると回答している保護者の割合 [出典]学校教育に関する保護者アンケート	小:81.5% 中:75.6% (2017年度)	小:85.0% 中:80.0% (2023年度)
職員のユニバーサルデザイン研修(人権セミナー研修を含む)延べ受講者数(2018年度からの累計値) [出典]職員研修実績調べ	154人 (2017年度)	1,515人 (2023年度)
ユニバーサルデザインサポーターの延べ養成人数 (2019年度からの累計値)	— (2017年度)	100人 (2023年度)
ユニバーサルデザインの理解促進事業の延べ参加者数 (2017年度からの累計値)	72人 (2017年度)	572人 (2023年度)
区民公益活動に関する政策助成による助成団体数 (2019年度からの累計値)	— (2017年度)	12団体 (2023年度)

第1章

計画の基本的な
考え方

区民の役割

様々な地域の活動を通して子どもたちがユニバーサルデザインについて理解を深めるとともに、一人一人がユニバーサルデザイン推進に必要な知識やスキル等を学び、推進の担い手となるよう努めます。

第2章

ユニバーサル
デザインの考え方

事業者の役割

従業員一人一人がユニバーサルデザイン推進に必要な知識やスキル等を学び、推進の担い手となるよう、従業員教育に努めます。自らの事業をとおしてユニバーサルデザインの考え方を広げる取組に努めます。

第3章

目指すべき将来像

第4章

将来像の実現に
向けた施策の方向
・主な取組

第5章

計画推進の取組

資料編

主な取組

9-1

学校等におけるユニバーサルデザインの推進

【担当】教育委員会事務局

- 人権教育や道徳教育をさらに充実し、違いを超えて誰もが尊重される社会を実現することができる資質・能力を育みます。
- グローバル人材を育成する教育の取組として、外国語活動及び外国語の学習を充実し、言語や他国の文化を理解し、尊重する態度を育てるとともに、自分の考えを伝えあえるコミュニケーション能力を育てます。
- オリンピック・パラリンピック教育の充実により、日本人としての自覚と誇りをもち、他国の文化を理解し尊重する豊かな国際感覚を身につけるとともに、障害者理解やボランティアマインドなど共生社会の実現に向けた資質・能力を育みます。また、この取組を大会のレガシーとして継続します。
- 不登校、日本語適応、LGBT など、配慮を要する児童・生徒に対して、一人一人に応じたきめ細かな支援を進めます。
- 保護者を対象として特別支援教育への理解促進を図ります。

9-2

指導方法の充実によるわかりやすい授業の実施

【担当】教育委員会事務局

- 授業改善、教員研修、校内研究の結果を全区的に活かす取組を進めながら、全ての子どもたちが「わかる」「できる」「共に学び合う」ユニバーサルデザインの授業を行います。また、デジタル福祉教材「あおぞら」を活用し、共生社会の実現に必要な資質・能力を育む学習を展開します。
- 性同一性障害等に対する正しい理解と認識を深めるため教職員研修等を実施します。

基本理念 — ハート

施策
の方向 **10** ユニバーサルデザイン
推進の担い手づくり

主な取組

10-1 区職員の理解促進
【担当】企画部、総務部、地域支えあい推進部、健康福祉部

- ユニバーサルデザインの理解を深め、具体的な対応などを学ぶ研修を実施するほか、既存の研修についても、ユニバーサルデザインの視点から充実を図り実施します。
- 障害者、高齢者、LGBT など多様性の理解と認識を深める研修を実施します。

10-2 ユニバーサルデザイン推進を担う地域人材の養成
【担当】企画部、地域支えあい推進部

- ユニバーサルデザインについて、必要な知識やスキルなどをもち、地域にユニバーサルデザインの考え方を広げる区民の担い手を養成します。

主な取組

11-1 区民・事業者に対する普及啓発

【担当】企画部、区民部、地域支えあい推進部、健康福祉部、教育委員会事務局

- ユニバーサルデザインについて広く理解を得るための講座等を開催するとともに、区民・事業者向けの普及啓発冊子等を作成します。
- 区内事業者向け各種講座で、ユニバーサルデザインについて情報提供を行います。

11-2 区民団体等による普及啓発の取組の支援

【担当】地域支えあい推進部

- 区が行う政策に合致し、区政目標の実現に貢献する活動を助成する「区民公益活動に関する政策助成」にユニバーサルデザインの視点を追加し、区民団体等が主体的に行う公益活動を支援します。

基本理念 — ハート

施策
の方向

12

個性や多様性を
大切にする意識づくり

主な取組

12-1	人権擁護・男女共同参画推進のための普及啓発
	【担当】企画部、地域支えあい推進部

- 人権週間や男女共同参画週間等を実施するパネル展やイベント、男女共同参画センター情報誌「アンサンブル」等による普及啓発を行います。
- 犯罪や非行を未然に防ぐとともに、犯罪歴や非行歴がある人も地域の一員として受け止め、立ち直りを支える共生社会を目指し、中野区再犯防止推進計画を策定し、関係機関と連携した取組を進めます。

12-2	国際理解・国際化推進のための普及啓発
	【担当】区民部

- 姉妹都市や友好関係にある海外自治体との交流を通じて相互理解を深めるとともに、交流自治体をさらに広げていきます。
- 中野区国際交流協会の取組を支援し、国際交流事業を実施します。

12-3	障害者差別解消のための普及啓発
	【担当】健康福祉部

- 障害者週間に区民向けの啓発事業を実施するほか、障害者施設等が実施するまつりなど交流行事等における交流の機会をつくります。
- 手話通訳者養成の講習会を開催するなど、手話によるコミュニケーションを必要としている方が自立した生活ができる環境づくりを進めます。

12-4	性的少数者に対する理解促進のための取組
	【担当】企画部、各部

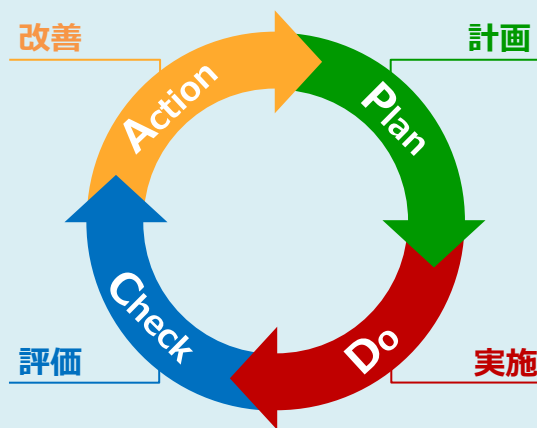
- パートナーシップ宣誓・宣誓書等受領証の交付など、LGBT等の性的少数者への理解を促進する取組を進めます。

1 施策の改善・向上（スパイラルアップ）

○ユニバーサルデザインの推進は、全ての人にとって暮らしやすい社会をつくるための永続的な取組です。中野区では、**施策の評価・点検、区のサービスに対する要望・相談事案等の収集**に基づく段階的・継続的に施策の改善・向上（スパイラルアップ）を図る取組を推進します。

施策のPDCA サイクル

PDCA とは、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字をとったものです。このサイクルを繰り返すことによって施策の進行管理を行い、スパイラルアップにつなげていきます。



施策の評価・点検

○評価・点検を通じて各施策の進行管理を適切に行うため、以下の取組を実施します。

● 行政サービスの総点検 [主な取組 5-1]

区のサービス（手続、事業、イベント、書類など）の手順や要件などを見直すとともに、区役所に来庁しなくても行うことのできる手続を増やすなど、ユニバーサルデザインに配慮した行政サービスを目指して総点検を行います。

● 進行状況の把握・公表

ユニバーサルデザインの推進にあたっては、PDCA サイクルにより、各取組の進行管理を行います。進行状況を把握し、区民に公表しながら進めていきます。

● 区民意識・実態調査

ユニバーサルデザインへの区民意識の現状を把握し、今後の施策展開につなげていくため、「中野区区民意識・実態調査」において、ユニバーサルデザインの認知度及び理解度を調査します。

● ユニバーサルデザイン推進審議会

この計画の改定にあたっては、施策の評価・点検を行って改善・向上を図るため、**中野区ユニバーサルデザイン推進審議会**（区長の附属機関）を設置します。審議会の答申を反映して、計画の改定を行います。

区のサービスに対する要望・相談事案等の収集

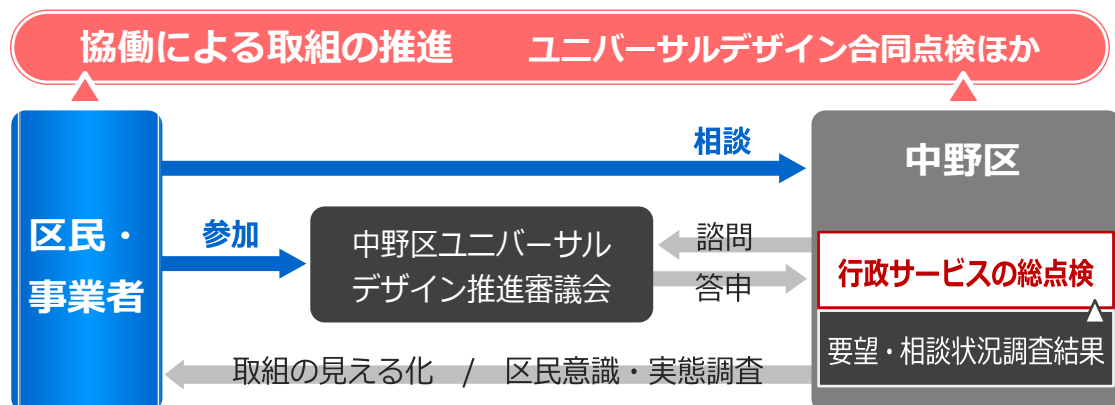
○区が実施するサービス（手続、事業、イベント、書類など）について、利用者の要望・相談事案等を収集し、施策のスパイラルアップにつなげていくため、以下の取組を実施します。

● 区民との協働によるユニバーサルデザイン合同点検

公園や区有施設を全ての人にとって使いやすい施設としていくため、**区民との協働によるユニバーサルデザイン合同点検**（公園や区有施設の改修箇所の点検など）を実施します。

● ユニバーサルデザインに係る要望・相談状況調査

区のサービスのうち、ユニバーサルデザインの視点で改善すべき点などについて、各窓口で受け付けた要望・相談などの内容を把握するため、**ユニバーサルデザインに係る要望・相談状況調査**を行います。



資料編

1 2018 中野区区民意識・実態調査

○2018 中野区区民意識・実態調査では、ユニバーサルデザインに関する項目を設けて、区民の理解度や認知度などを調査しました。

調査の目的

○広く区民を対象として、定住意向といった経年調査事項のほか、テーマ別調査を継続的に行うことにより、その時点での区民の行動や意識から区民のニーズを把握するとともに、その変遷をとらえ、施策立案のための統計的・基礎資料とすることを目的としています。

調査の設計

対象地域：中野区全域

調査対象：中野区民で20歳以上の男女個人

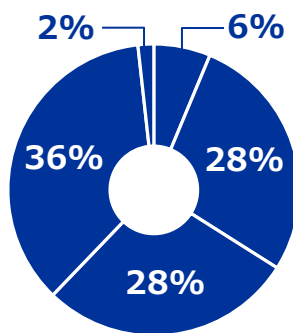
標本数：2,000人（有効回収数1,145人、有効回収率57.3%）

調査期間：2018年9月20日～同年10月18日

調査の結果（抜粋）

「ユニバーサルデザイン」の理解度・認知度

質問 「ユニバーサルデザイン」という言葉をどの程度知っていますか（○は1つ）



詳しく知っている：6%

知っている：28%

言葉だけは知っている：28%

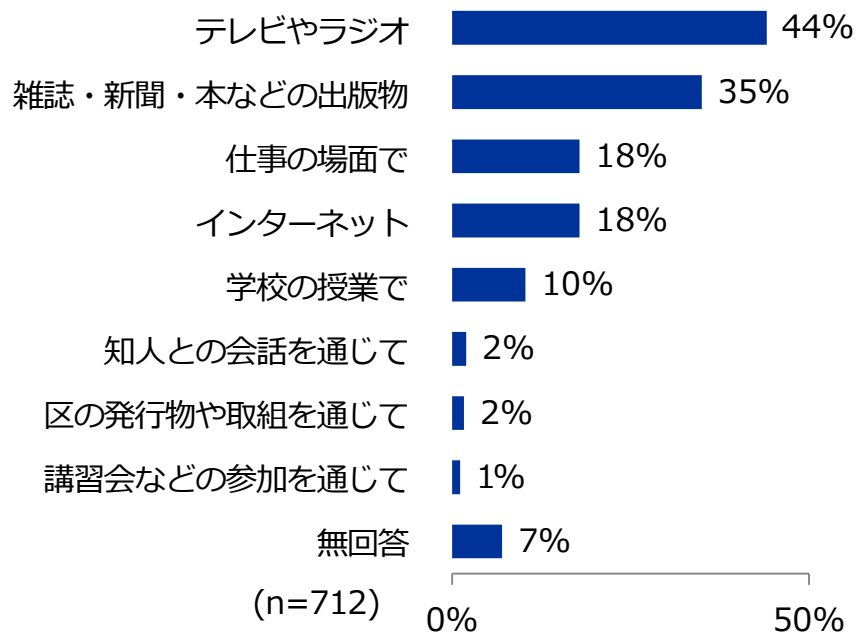
全く知らない：36%

無回答：2%

(n=1,145)

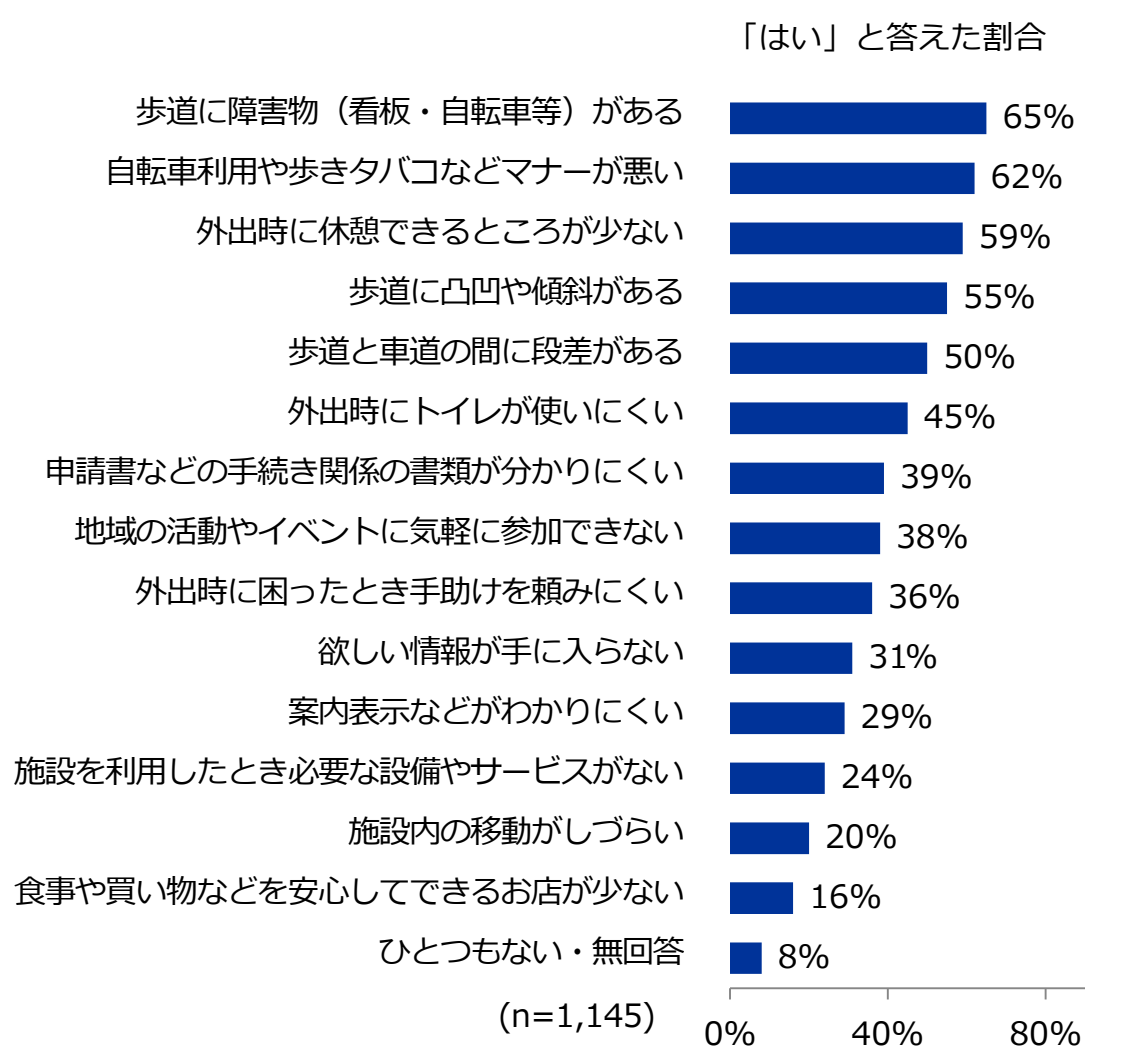
「ユニバーサルデザイン」を知ったきっかけ

質問 （上記設問で「1.詳しく知っている～3.言葉だけは知っている」と答えた方） 「ユニバーサルデザイン」という言葉を知った主なきっかけはどれですか（○は2つまで）



普段の生活の中で感じる不便

質問 以下の各項目について、普段の生活の中で不便だと感じている場合は「はい」、不便だとあまり感じたことがない場合は「いいえ」でお答えください。（各項目について○はいずれか1つずつ）



2

中野区ユニバーサルデザイン推進条例

平成30年3月30日中野区条例第18号

前文

私たちは皆、自らの存在と尊厳が守られ、自由に幸せを追い求めることのできる権利を持っています。こうした権利は、誰もが生まれながらに持っているものであるとともに、いつの時代にも共通する、変わらないものです。

一方で、私たちを取り巻く環境は、絶えず変化が生じ、人々の暮らしや価値観も多様化していきます。移り行く時代の中で、持続的にまちの活力を生み出していくためには、多様な生き方、個性や価値観を受け入れることのできる地域社会を実現することが必要になります。私たちは、ユニバーサルデザインの推進を通じて、多くの人々の社会参加を促すとともに、まちの魅力の向上に取り組んでいきます。

全ての人が、それぞれの意欲や能力に応じて社会参加する「全員参加型社会」やまちの魅力向上による地域の活性化の実現に向けて、この条例を制定します。

目的

第1条 この条例は、全ての人が、自らの意思により、自立して活動し、自己実現できる環境を段階的かつ継続的に整備することを通じて、全員参加型社会及び地域の活性化を実現するため、区、区民及び事業者のそれぞれの責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定めることにより、ユニバーサルデザインの推進を図ることを目的とする。

定義

第2条 この条例において「ユニバーサルデザイン」とは、年齢、性別、個人の属性や考え方、行動の特性等にかかわらず、全ての人が利用しやすいようあらかじめ考慮して都市及び生活環境を設計することをいう。

基本理念

第3条 ユニバーサルデザインの推進は、次に掲げる事項を基本理念

とする。

- (1) 支障なく円滑に利用できる都市基盤・施設の整備の推進
- (2) 平等かつ円滑に利用できる商品・サービスの提供の推進
- (3) 一人一人の個性や多様性が理解され、かつ、尊重され、様々な人が支え合うための理解の促進

区の責務

- 第4条 区は、この条例の目的を達成するため、ユニバーサルデザインを推進するための目標(将来像)を示すとともに、ユニバーサルデザインの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- 2 区は、区民及び事業者に対し、ユニバーサルデザインについて普及啓発を図るものとする。
 - 3 区は、区民及び事業者と協働して、ユニバーサルデザインを推進できるよう相互調整及び連携促進を図るものとする。

区民の責務

- 第5条 区民は、ユニバーサルデザインについて理解を深めるよう努めなければならない。
- 2 区民は、様々なユニバーサルデ

ザインの取組について、主体的に参加し、ユニバーサルデザインの推進に努めなければならない。

- 3 区民は、ユニバーサルデザインの推進に当たり、区及び事業者と協働するよう努めなければならない。

事業者の責務

- 第6条 事業者は、施設、商品及びサービスの提供その他自らの事業を通じて、ユニバーサルデザインの推進に努めなければならない。
- 2 事業者は、ユニバーサルデザインの推進に当たり、区及び区民と協働するよう努めなければならない。
 - 3 事業者は、当該事業者の従業員がユニバーサルデザインについての理解を深めることができるよう努めなければならない。
 - 4 事業者は、次条第1項に規定する推進計画の実施に関して、区に協力するよう努めなければならない。

推進計画の策定等

- 第7条 区長は、この条例の目的を達成するため、ユニバーサルデザ

- インに係る施策の総合的かつ計画的な推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定する。
- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) ユニバーサルデザインを推進するための目標（将来像）
- (2) ユニバーサルデザインの推進に関する施策の方向及び主な取組
- 3 区長は、推進計画の策定及び改定に当たり、区民及び事業者の意見を求めるものとする。

施策の評価・点検及び中野区ユニバーサルデザイン推進審議会の設置等

- 第8条 区長は、推進計画に基づく施策について継続的に評価・点検を行い、当該評価・点検の結果を広く区民に公表するとともに、当該施策に反映させ、当該施策の持続的な改善・向上を図るものとする。
- 2 推進計画の改定に当たり、推進計画に基づき実施した施策の評価・点検を行い、当該施策の改善・向上を図るため、区長の附属機関として、中野区ユニバーサルデザ

イン推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 3 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
- (1) 推進計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、ユニバーサルデザインの推進に関し必要な事項
- 4 審議会は、ユニバーサルデザインの推進に関し特に必要な事項について、区長に意見を述べることができる。
- 5 審議会は、区民、事業者、学識経験者その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

委任

- 第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。

3 中野区ユニバーサルデザイン推進審議会の調査審議

この計画の策定にあたって、中野区ユニバーサルデザイン推進審議会（区長の附属機関）を設置し調査審議を行いました。 [審議会開催状況 ▶](#) [次ページ](#)

諮問事項

ユニバーサルデザイン推進に係る条例制定や、条例に基づく推進計画策定を見据えた、基本方針や目指すべき将来像、区・区民・事業者等の役割、及び将来像を実現するために必要な方策等に関する考え方について

審議会委員名簿

区分	氏名(敬称略)	所属等	備考
区民 (13名)	赤星 義彰	東京都建築士事務所協会中野支部	
	秋元 健策	中野区社会福祉協議会	
	遠藤 由紀夫	中野区国際交流協会	
	荻野 嘉彦	中野区立中学校 PTA 連合会	
	岸 哲也	中野区町会連合会	
	鈴木 真理	中野区医師会	
	高橋 博行	中野区福祉団体連合会	
	田中 章生	中野区商店街連合会	
	花堂 浩一	東京商工会議所中野支部	
	向山 茂樹	関東バス株式会社	
	宇野 雅子	公募	
	倉田 結花里	公募	
	田中 忍	公募	
学識 経験者 (4名)	竹宮 健司	首都大学東京都市環境学部教授	会長
	徳田 良英	帝京平成大学健康メディカル学部教授	副会長
	山崎 泰広	順天堂大学医学部非常勤講師 株式会社アクセスインターナショナル代表	
	山脇 啓造	明治大学国際日本学部教授	

※区分ごと 50 音順。各委員の所属等は答申手交（2017 年 2 月）現在。

4

中野区ユニバーサルデザイン推進計画策定までの経過

2016年度	
8月～1月	中野区ユニバーサルデザイン推進審議会で調査審議
	第1回 <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱式 ・会長の互選及び副会長の指名 ・審議事項の諮問 ・審議会運営の確認 ・ユニバーサルデザイン検討用基礎資料の説明
	第2回 <ul style="list-style-type: none"> ・答申に向けた審議会の役割確認 ・他自治体の取組状況の確認 ・審議の進め方検討 ・区の現状把握・課題共有
	第3回 <ul style="list-style-type: none"> ・「実現すべき将来像」等について
	第4回 <ul style="list-style-type: none"> ・「基本方針」、「各主体の役割」等について
	第5回 <ul style="list-style-type: none"> ・「将来像を実現するために必要な方策」等について ・審議会答申の構成等について
	第6回 <ul style="list-style-type: none"> ・審議会答申について
2017年度	
10月	(仮称)中野区ユニバーサルデザイン推進条例の考え方について意見交換会
12月	(仮称)中野区ユニバーサルデザイン推進条例に盛り込むべき主な事項に係るパブリック・コメント手続実施
3月	中野区ユニバーサルデザイン推進条例を制定
2018年度	
5月	中野区ユニバーサルデザイン推進計画の考え方決定
11月	中野区ユニバーサルデザイン推進計画(素案)決定
1月	中野区ユニバーサルデザイン推進計画(素案)について意見交換会
2月	中野区ユニバーサルデザイン推進計画(案)決定
3月	中野区ユニバーサルデザイン推進計画(案)に係るパブリック・コメント手続実施
2019年度	
5月	推進計画策定

中野区ユニバーサルデザイン推進計画 2019・2023

31 中企企第 364 号

令和元年(2019 年)5 月発行

中野区 企画部 企画課 平和・人権・男女共同参画係

〒164-8501 東京都中野区中野四丁目 8 番 1 号

電話 03-3389-1111 (代表) FAX 03-3228-8860